

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当 に関する特例措置についての報告・勧告の概要

平成21年5月12日
福島県人事委員会

I 勧告の内容

- 平成21年6月の期末・勤勉手当を0.2月分暫定的に凍結
(支給月数 2.15月 → 1.95月)
- 凍結分は、現在実施している職種別民間給与実態調査によって、年間支給月数の精確な公民比較を行い、その結果に基づき別途勧告することとしているので必要な措置を講ずること。

〈平成21年6月に支給する期末・勤勉手当〉

職 員	期 末 手 当		勤 勉 手 当		凍 結 分		
	措置後	現 行	措置後	現 行	期末手当	勤勉手当	
一 般 職 員	1.25 月	1.40 月	0.70 月	0.75 月	△ 0.20 月	△ 0.15 月	△ 0.05 月

※ なお、特定幹部職員、再任用職員、任期付研究員、特定任期付職員についても、一般職員の取扱いに準じて措置するものとする。

II 勧告に当たっての考え方

- 1 特別給改定についての基本的な考え方
職員の特別給（期末・勤勉手当）は、過去1年間において民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握して、支給割合に換算した上で、公民比較を行い、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本。
- 2 本年における急速な景気の悪化と厳しい資金の情勢
 - (1) 県内外の経済情勢は、世界的な金融危機と实体经济の悪化を背景に厳しい状況下にある。
 - (2) 全国における本年の民間企業の春季賞金改定期における夏季一時金の決定状況は、公表資料等から大幅な前年比マイナスになるものと考えられる。
 - (3) 本県も全国と同様厳しい経済状況にある中で、企業収益の悪化の影響などにより、民間企業の夏季一時金は全国と同様の状況にあるものと考えられる。
- 3 人事院の特別調査と本委員会の対応
 - (1) こうした中、人事院は民間の夏季一時金の対前年比増減率を緊急に把握することを目的に特別調査を実施。（調査期間：4月7日～4月24日 調査対象企業：約2,700社）
 - (2) 本委員会においても、調査を行う必要があるとの考えの下、実施について検討したが、独自の調査の有効性や信頼性、過去の民間給与実態調査における全国と本県の特別給の対前年比増減率が近似している等の観点から、人事院の特別調査に基づくことが適当であると判断し、調査を見送った。
- 4 人事院の報告及び勧告
国家公務員の特別給を0.2月分暫定的に凍結することを内容とする報告及び勧告が、5月1日に国会及び内閣に対して行われた。
- 5 国等の状況
国は、5月8日の給与関係閣僚会議において、人事院勧告どおり改定を行う方針を決定し、同日閣議に報告した。
他の都道府県人事委員会においても、国と同様の勧告等を行おうとするすう勢にある。
- 6 本委員会の考え方
地方公務員法に定める給与決定の原則（情勢適応の原則及び均衡の原則）及び上記の諸事情を総合的に勘案。暫定的な措置として、本年6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結することが適当と判断。
なお、今回の措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、必要な措置を別途勧告する。

【参考資料】

1 改正内容

(1) 再任用職員以外の職員

職 員	期 末 手 当		勤 勉 手 当		凍 結 分		
	措置後	現 行	措置後	現 行	期末手当	勤勉手当	
一 般 職 員	1.25 月	1.40 月	0.70 月	0.75 月	△ 0.20 月	△ 0.15 月	△ 0.05 月
特定幹部職員	1.10 月	1.20 月	0.85 月	0.95 月	△ 0.20 月	△ 0.10 月	△ 0.10 月

(2) 再任用職員

職 員	期 末 手 当		勤 勉 手 当		凍 結 分		
	措置後	現 行	措置後	現 行	期末手当	勤勉手当	
一 般 職 員	0.70 月	0.75 月	0.30 月	0.35 月	△ 0.10 月	△ 0.05 月	△ 0.05 月
特定幹部職員	0.60 月	0.65 月	0.40 月	0.45 月	△ 0.10 月	△ 0.05 月	△ 0.05 月

(3) 任期付研究員・特定任期付職員

職 員	期 末 手 当		勤 勉 手 当		凍結分
	措置後	現 行			期末手当
一 般 職 員	1.45 月	1.60 月	—	—	△ 0.15 月

2 標準モデルによる6月分期末・勤勉手当の影響額

職員モデル	現行支給額		凍結後の額		影 響 額	
	減額措置前	減額措置後	減額措置前	減額措置後	減額措置前	減額措置後
係員（30歳） 配偶者	531,405	(505,744)	481,715	(458,441)	△49,690	(△47,303)
主査（38歳） 配・子2人	731,710	(696,944)	663,130	(631,598)	△68,580	(△65,346)
課長（52歳） 配・子2人	1,137,234	(1,082,541)	1,030,832	(981,227)	△106,402	(△101,314)
部長（57歳） 配偶者	1,736,877	(1,650,942)	1,575,050	(1,497,108)	△161,827	(△153,834)

※ 職員モデルは、10月に行った職員の給与等に関する報告・勧告の概要で示したモデルケースを採用。
減額措置とは、職員の給与の特例に関する条例（平成20年3月25日福島県条例第15号）に基づく措置をいう。

3 過去10年の期末・勤勉手当の支給月数の推移

	年 間 支 給 月 数			前年との増減月数
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	合 計	
平成20年度	2.93	1.50	4.43	△0.02
平成19年度	2.95	1.50	4.45	0.05
平成18年度	2.95	1.45	4.40	△0.05
平成17年度	3.00	1.45	4.45	0.05
平成16年度	3.00	1.40	4.40	0.00
平成15年度	3.00	1.40	4.40	△0.25
平成14年度	3.25	1.40	4.65	△0.05
平成13年度	3.55	1.15	4.70	△0.05
平成12年度	3.60	1.15	4.75	△0.20
平成11年度	3.75	1.20	4.95	△0.30